

「徳川吉宗」（公事方御定書の編纂） 著者：笠谷 和比古（かさや かずひこ）

本書は、暴れん坊将軍でお馴染みの8代将軍「徳川吉宗」が将軍になった経緯と将軍として推し進めた改革とはどのようなものだったのか？享保改革の全体像を文研史料に基づいて明らかにしたものである。

今回の本書の紹介では、享保改革の中から「公事方御定書」について、第一に「いつ頃どのようにして作られたか。」次に「その内容はどのようなものであったのか」そして最後に「なぜこのような画期的な法律を作ることができたのか」について、順にみてみましょう。

筆者の笠谷氏は、江戸時代の政治史研究者であり、その時歴史が動いた（NHK）のゲスト解説などに出演されている歴史学者である。

1. 最初に「いつごろどのようにして作られたのか」について時系列に見てみましょう。

- ・1720年（享保5）：寺社・町・勘定奉行の三奉行に裁判に関する基本法の編纂を命じた。その目的は刑事裁判の準則の制定と法令の周知徹底と法思想の普及であった。
- ・1724年（享保9）：江戸町奉行の大岡忠相が、三奉行を代表して裁判規定や裁判の判例に基づいて「法律類寄」を吉宗に上程した。（お馴染みの町奉行大岡忠相の登場である）
- ・1737年（元文2）：司法問題での御定書の編纂が指令された。
- ・1738年（元文3）：一応草案ができる「元文三年御帳」
- ・1742年（寛保2）：原案が何度も修正され、吉宗自ら具体的な意見を書いて指示を出し、再検討など作業を繰り返し、一応の成立をみた。

1737年「御定書」の編纂指令から、1742年の足掛け6年かけて作成し、その後本文の追加は断続的に行われたいたが、1754年（宝暦4年）に至ってこれを打ち切り、上巻81条、下巻103条からなる「公事方御定書」が最終的に完成されたのである。

作成過程からみても、吉宗の意見、指示が反映されており、吉宗が作った画期的な法律である。

2. 次に「その内容はどのようなものであったのか」について法律の構成などについて見てみましょう。

(1) 上巻 幕府の重要法令81通を原文のまま配列している法令集である。

法令集では、「これをしてはいけない」（禁止事項）、「こうしなさい」（命令事項）といった法律が明確に定められているのが特徴である。

(2) 下巻 条文形式の法典であり、裁判規範を定めてものである。

刑罰規定が主であるが、民事法・取引法及び訴訟手続きに属する条項もあり、総合的な法典となっている。民事問題については、「内済」が原則（仲裁人の調停のもとに行われる訴訟の和解による解決法）である。

実際の訴訟事件を見ると、享保4年の江戸町奉行所で取り扱った公事2万6070件のうち、金公事（無担保の利息付債権をめぐる紛争）は2万4304件とあり、膨大な件数に上る借金関係の訴訟で幕府奉行所は機能不全まで追い込まれたことから、享保4年に「相对済令」を発し、裁判に訴えても受理せず当事者で解決することを求めたのである。

また、広域裁判管轄も明確化し、取り決めを行っている。

3. 最後に「なぜこのような画期的な法律を作ることができたのか」について3つの理由を見てみましょう。

吉宗は、1684年紀州山藩主の徳川光貞の四男として生まれ、22歳～33歳まで藩主を務めますが、その後、江戸幕府の将軍に抜擢されます。彼が無類の法律好きで、中国法に子どもの頃から親しんでいたことが記録に残っています。（法律オタクであったのである）

発端は、父光貞は家臣の学者に「大明律例諺解」31巻を著述させるほどの明律に熱心な藩主であったことが大きな影響を受けている。現に、吉宗が藩主となってからもその事業を引き継いでいる。

和歌山城の門外に訴訟箱を設けて、広く民衆の声を聞く取り組みも実施している（目役箱の前身）。

もう一つ注目するのは、将軍になってから、人材抜擢と昇進システムとして「足高制」の採用である。

幕府の各役職に抜擢する際にはその基準石高と現在の家禄との差額を「足高」として役職就任中のみ支給するというもので、役職に就くには一定の石高（身分）が必要であることを認めたことから、既存の役職者の身分的名誉心を傷つけることなく登用する制度を採用することができたのである。

これらから、本題の3つの理由として、吉宗がこの画期的な法律を作ることができたのは

- ① 外国の優れた法律を幼少のころから研究するなど、並々ならぬ法的知識を身に付け、紀州藩主時代に実行していたこと（実学として身に付けていたこと）。
- ② 実力のある人材を抜擢できる仕組みを作って、その人材を実際の取り組み課題に当たさせたこと（「足高制」の採用）。
- ③ 家臣のみならず民衆からも広く声を聞こうと努力したこと（目役箱の設置など）

が主な内容で、現代社会にも通ずるところがあり、歴史を勉強する意義を再認識したのである。